

## 自転車用ヘルメットの購入費補助について

自転車用ヘルメットの着用促進のため、ヘルメットプレゼント事業に続き、ヘルメット購入補助事業を実施します。

### 1 申込できる人

- (1) 本市に住民登録のある人(ヘルメット購入時及び申請時)
- (2) 自転車利用ハンドブックで学んでいただいた人
- (3) 購入したヘルメットをご自身で着用していただける人

### 2 補助対象となる自転車用ヘルメット

- (1) 令和6年4月1日以降に購入した新品の自転車用ヘルメット
- (2) SGマーク、JCFマーク、CEマーク (EN1078、1080)、GSマーク、CPSCマーク等の安全基準の認証を受けているもの

### 3 補助金額

上限3,000円(1人1個まで、購入金額が3,000円未満の場合は、購入金額)

### 4 申込受付期間

令和6年5月15日(水曜日)から11月30日(土曜日)まで

※申込順となります。予算(10,000個分)に達した時点で、受け付け終了)

### 5 申込方法

具体的な申請方法につきましては、広報さがみはら(5月15日号)又は、市ホームページで令和6年5月15日以降にお知らせいたします。

### 6 その他

- (1) 申請の際に領収書(又はレシート)の写しが必要になりますので、大切に保管をしてください。なお、領収書(又はレシート)はヘルメットを購入したことが分かるものの添付が必要となります。
- (2) 個人間売買やフリーマーケットサイト等での購入分は対象外となります。
- (3) 各種ポイント、クーポン、ギフト券、商品券などでの購入は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- (4) 申請の際に安全基準に適合していることがわかるもの(取扱説明書、保証書、写真等)が必要になりますので、それらの証書がある場合は、大切に保管をしてください。